

○ 総務省令第 2 号
財務省令第 2 号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 28 日

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(財務諸表)

第七条 機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。
(事業報告書の作成)

第七条の二 [略]

2|| 通信・放送開発金融関連業務に係る事業報告書(以下単に「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構の目的及び通信・放送開発金融関連業務に係る業務内容
- 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
- 三 中長期目標の概要
- 四 機構の長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中長期計画及び年度計画の概要
- 六 通信・放送開発金融関連業務に係るサービスを適正かつ持続的に提供するための源泉
- 七 通信・放送開発金融関連業務に係る業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 通信・放送開発金融関連業務に係る業績の適正な評価に資する情報
- 九 通信・放送開発金融関連業務に係る業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 通信・放送開発金融関連業務に係る予算及び決算の概要
- 十一 通信・放送開発金融関連業務に係る財務諸表(以下単に「財務諸表」という。)の要約
- 十二 通信・放送開発金融関連業務に係る財政状態及び運営状況の機構の長による説明
- 十三 通信・放送開発金融関連業務に係る内部統制の運用状況
- 十四 機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る基礎的な情報

[削る]

(財務諸表)

第七条 機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。
(事業報告書の作成)

第七条の二 [同上]

2|| 通信・放送開発金融関連業務に係る事業報告書(以下単に「事業報告書」という。)は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る基礎的な情報
 - イ 目的、業務内容、沿革及び設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要
 - ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
 - ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)
 - ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに機構への出向者の数
 - 二 通信・放送開発金融関連業務に係る財務諸表(以下単に「財務諸表」という。)の要約
 - 三 通信・放送開発金融関連業務に係る財務情報
 - イ 財務諸表に記載された事項の概要
 - ロ 重要な施設等の整備等の状況
 - ハ 予算及び決算の概要
 - ニ 経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
 - 四 通信・放送開発金融関連業務に係る事業に関する説明
 - イ 財源の内訳
 - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- 3|| 事業報告書には、通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント(機構を構成する一定の単位をいう。)ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

備考 表中の「||」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。